

## 東京2020大会機運醸成動画制作等業務委託 仕様書

- 1 委託名 東京2020大会機運醸成動画制作等業務委託
- 2 委託目的  
本業務は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）に向けて、市民の大会機運の醸成を図るべく、東京2020大会で7競技が千葉市の幕張メッセでも開催されること等の周知を目的とした動画を制作するものである。
- 3 適用範囲  
本仕様書は、千葉市（以下、「委託者」という。）が実施する「東京2020大会機運醸成動画制作等業務委託（以下、「業務」という。）」に関し、必要な事項を定める。
- 4 委託期間  
契約締結日～平成31年8月9日（金）
- 5 委託料  
6,500,000円（消費税込み）を上限とする。（完了後、一括払い）
- 6 業務内容
  - (1) 東京2020大会PR動画の制作  
東京2020大会が千葉市の幕張メッセでも開催されることをPRするとともに、会場での観戦意欲を高める動画を制作すること。
  - (2) 2020年以降放映用東京2020大会PR動画の制作
    - (1)の動画を活用して、2020年の夏にオリンピック・パラリンピックが千葉市の幕張メッセでも開催されることを視聴者に訴えかける動画を制作すること。  
なお、本動画は2020年に放映を予定するものである。
  - (3) 2020年以降放映用東京2020パラリンピックPR動画の制作
    - (1)の動画を活用して、2020年の夏にパラリンピックが開催されることを視聴者に訴えかける動画を制作すること。  
なお、本動画はパラリンピック終了まで放映を予定するものである。
  - (4) 制作する動画の効果的な活用  
制作する動画を市の内外問わず自社媒体等で放映するなど東京2020大会に向けた機運の醸成が図れるよう効果的に活用すること。  
ただし、活用に係る費用は本委託料に含めること。
- 7 制作物  
「6 業務内容(1)～(3)」の動画について、以下の仕様で制作すること。
  - (1) 映像時間
    - ア 30秒
    - イ 15秒（30秒の内容を15秒に縮めたもの）
  - (2) 用途  
街中の大型ビジョン、駅構内のデジタルサイネージ等で放映する
  - (3) 動画データの納品方法  
以下の3種類のファイル形式とし、WEB掲載及びPC再生が可能なものとする。
    - ア 形式①
      - ・フォーマット QuickTime（コーデック H.264, PreRes422）

- ・フレームサイズ HD 1920×1080
- ・フレームレート 29.97fps
- ・ビットレート 20Mbps 以上
- ・音声サンプリングレート/256kbps～320 kbps

イ 形式② ※本形式では15秒のみ制作

- ・フォーマット WMV9 (Windows Media Video 形式)
- ・フレームサイズ HD 1280×720 (16:9) データは横向き (左側が上) で納品
- ・エンコード方法 CBR (固定ビットレート)
- ・エンコーディングレート 4.5 Mbps～5.0Mbps 程度
- ・フレームレート 29.97fps
- ・サンプルサイズ 24bit
- ・音声なし (音声なしでも伝わる内容で作成すること。)

ウ 形式③ ※本形式では15秒のみ制作

- ・フォーマット WMV9 (Windows Media Video 形式)
- ・フレームサイズ HD 1920×1080
- ・エンコード方法 CBR (固定ビットレート)
- ・エンコーディングレート 4.5 Mbps ～8Mbps 程度
- ・フレームレート 29.97fps
- ・音声なし (音声なしでも伝わる内容で作成すること。)

(4) 納品方法

以下のとおり納品すること。

- ・ア HD カムテープ・・・各動画1本ずつ納品
  - ・イとう DVD メディアにデータ書き込み・・・各動画2枚ずつ納品
  - ・アイウそれぞれのデータを収めた DVD メディアにデータ書き込み (データの形式は委託者の指示に従うこと)・・・各動画3枚ずつ納品
  - ・DVD-VIDEO (16:9 横型、各動画の30秒・15秒収録)・・・20枚
- なお、納品する形式等については、協議のうえ変更できるものとする。

(5) 納期

平成31年8月9日 (金)

8 納入場所

千葉県総合政策局オリンピック・パラリンピック振興課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 (千葉中央コミュニティセンター2階)

9 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

10 制作物に関する注意事項

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表している大会ブランド基準 (<https://tokyo2020.org/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>) を遵守し、アンブッシュマーケティングに抵触しないよう注意すること。
- (2) 東京2020マスコット、大会エンブレム、ピクトグラムの電子データを使用する場合は、事前に委託者に申し出ること。なお、使用する際は、各ガイドラインを遵守すること。  
また、東京2020マスコットや大会エンブレム、ピクトグラムの電子データ以外の素材について

- ては、原則として受託者の負担で受託者が用意すること。  
(3) 校正回数は委託者の指示する回数とする。

## 11 権利関係

### (1) 本業務における成果品の取扱い

ア 制作される成果品及びその他の権利については、著作権法第 27 条、28 条に規定する権利を含め委託者に無償で譲渡するものとする（著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利については、書面による同意を得なければ行使することができないものとする）。ただし、素材となる写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、制作される成果品の二次利用等にあって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこと

イ 制作した成果品が著作権法(昭和 45 年法律第 48 条)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

### (2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ アにかかわらず、委託者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

## 12 その他

(1) 業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行うこと

(2) プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、委託者と協議を重ねながら業務実施計画を作成し、その計画に沿って実施すること。

(3) 受託者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。

(4) コンプライアンス（法令順守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティの取組みを徹底すること。

(5) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。